

【 VI. 參考資料 】

(このページは空白です)

【提出情報】

請求書・請求明細書情報

識別番号 (様式)	情報名	内容	備考
7111	介護給付費請求書情報	サービス事業所単位の集計情報	サービス提供年月ごと（1ファイル）に必須
7113	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	サービス事業所単位の集計情報	
7131 (第二)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・訪問通所区分介護サービス ・居宅療養管理指導	
7132 (第二の二)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護予防訪問通所区分介護サービス ・介護予防居宅療養管理指導	
71R1 (第二の三)	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書	・サービス事業所等から介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出する被保険者単位の明細情報	
7143 (第三)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・短期入所生活介護	
7144 (第三の二)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護予防短期入所生活介護	
7155 (第四)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・老人保健施設における短期入所療養介護	
7156 (第四の二)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	
7157 (第四の三)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・介護医療院における短期入所療養介護	
7158 (第四の四)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護医療院における介護予防短期入所療養介護	
7164 (第五)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・病院・診療所における短期入所療養介護	
7165 (第五の二)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・病院・診療所における介護予防短期入所療養介護	
7171 (第六)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護	
7172 (第六の二)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護予防認知症対応型共同生活介護	
7173 (第六の三)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・特定施設入居者生活介護（短期以外） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期以外）	
7174 (第六の四)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護予防特定施設入居者生活介護	
7175 (第六の五)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・認知症対応型共同生活介護（短期）	
7176 (第六の六)	介護予防サービス給付費請求明細書情報	・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	
7177 (第六の七)	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	・特定施設入居者生活介護（短期） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期）	
7183 (第八)	施設介護給付費請求明細書情報	・介護老人福祉施設	
7195 (第九)	施設介護給付費請求明細書情報	・介護老人保健施設	交換情報識別番号 H21. 4～H24. 3は『7194』
7196 (第九の二)	施設介護給付費請求明細書情報	・介護医療院	
71A3 (第十)	施設介護給付費請求明細書情報	・介護療養型医療施設	
8124 (第七)	介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）情報	・居宅サービス計画費請求明細の情報	
8125 (第七の二)	介護予防支援介護給付費明細書情報	・介護予防支援費請求明細書の情報	
8171 (第七の三)	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報	・地域包括支援センターから介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出する被保険者単位の明細情報	

給付管理票情報

8211	給付管理票総括票情報	・給付管理票の件数等の情報	省略可能
8222 (第十一)	給付管理票情報	・要介護者等が受けたサービス実績（計画に変更があった場合には、その内容を反映する）に基づいて作成した情報	

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間()に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

< 対象事由と起算日 >

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2
介護予防通所り八 (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援 要支援)	変更日
	・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援 要支援)	変更日
	・区分変更(要支援 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2		
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援 要支援) 	変更日	
	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)	
		・公費適用の有効期間開始	開始日	
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
		終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援 要支援) 	変更日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)	
		・公費適用の有効期間終了	終了日	
		開始	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	契約日
・公費適用の有効期間開始		開始日		
夜間対応型訪問介護	開始	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
		終了	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・公費適用の有効期間終了	終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	終了 ・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(1)	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(1)	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
	・公費適用の有効期間終了	終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) 月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援 要支援) ・区分変更(事業対象者 要支援) 変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 契約日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(1) 退居日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(1) 契約解除日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(1) 退所日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 開始日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日	
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援 要支援) ・区分変更(事業対象者 要支援) 変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者 要介護) ・区分変更(要支援 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 契約解除日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(1) 入居日の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(1) サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(1) 入所日の前日	
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 終了日		
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日 2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	=

- 1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- 2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

＜小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス利用パターン＞

項番	N-1月	N月	N+1月	設定すべき受給者情報（N月異動分）		給付管理票を提出する事業所等
				居宅サービス事業所	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス利用	
1	居宅A	居宅B		居宅B	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
2	居宅A	居宅B		居宅B	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
3	居宅A	居宅B		居宅B	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
4	居宅A	小規模A		小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模A
5	居宅A	小規模A		小規模A	有り	居宅A
6	居宅A	小規模A		小規模A	無し	小規模A
7	居宅A	自己作成		自己作成	無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
8	居宅A	自己作成		自己作成	無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
9	居宅A	自己作成		自己作成	無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
10	居宅A	居宅B 小規模A		居宅B 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 有り	居宅B
11	居宅A	居宅B 小規模A		居宅B 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 有り	居宅B
12	居宅A	居宅B 小規模A		居宅B 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 有り	居宅B
13	居宅A	自己作成 小規模A		自己作成 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模A
14	居宅A	自己作成 小規模A		自己作成 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模A
15	居宅A	自己作成 小規模A		自己作成 小規模A	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模A
16	居宅A	小規模A 居宅B		小規模A 居宅B	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
17	居宅A	小規模A 居宅B		小規模A 居宅B	有り（無し又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
18	居宅A	小規模A 居宅B		小規模A 居宅B	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅B
19	居宅A	小規模A 自己作成		小規模A 自己作成	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
20	居宅A	小規模A 自己作成		小規模A 自己作成	有り（無し又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
21	居宅A	小規模A 自己作成		小規模A 自己作成	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成
22	居宅A	小規模A 小規模B		小規模A 小規模B	無し（有り又は未設定でも審査可） 無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模B
23	居宅A	小規模A 小規模B		小規模A 小規模B	有り 有り	居宅A
24	居宅A	小規模A 小規模B		小規模A 小規模B	無し 無し	小規模B
25	小規模A	居宅A		居宅A	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅A
26	小規模A	居宅A		居宅A	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅A
27	小規模A	居宅A		居宅A	無し（有り又は未設定でも審査可）	居宅A
28	居宅A	小規模A 支援事業所なし		小規模A -	無し（有り又は未設定でも審査可） 未設定	小規模A
29	居宅A	小規模A 支援事業所なし		小規模A -	有り 未設定	居宅A
30	居宅A	小規模A 支援事業所なし		小規模A -	無し 未設定	小規模A

※1：月（N-1、N、N+1）は異動年月日を表す
 ※2：N月の空白の期間はサービス利用がない状態を表す

介護保険にかかる公費請求対象サービス種類

平成30年4月現在

法別番号		10	21	15	19	54	86	51		88	87	66	58	81		25	12
制度		結核（一般）	障害者自立支援	更正医療	原爆（一般）	難病公費	被爆体験者精神影響等	特定疾患	先天性血液凝固	水俣病・メチル水銀	有機ヒ素起因疾病	石綿救済指定疾病	特別対策（全額免除）	原爆（福祉）	原爆（福祉）19の謄替え	中国残留邦人	生活保護
優先順位		1	2	3	4	5	6	7		8	9	10	11	12		13	14
公費給付率		95	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100		100	100
公費本人負担		-	あり	あり	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
サービス種類	11	訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○
	12	訪問入浴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	13	訪問看護	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
	14	訪問リハ	-	-	○※	○	○※	○	○※	○	○	○	-	-	-	○	○
	15	通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	16	通所リハ	-	-	○※	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	17	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	43	居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	21	短期生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	22	短期療養介護(老健施設)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	23	短期療養介護(医療施設)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	2A	短期入所療養介護(医療院)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	31	居宅療養管理指導	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
	33・27	特定施設生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	51	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	52	介護老人保健施設	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	53	介護療養型医療施設	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
55	介護医療院	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	
予防サービス	62	訪問入浴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	63	訪問看護	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
	64	訪問リハ	-	-	○※	○	○	○	○※	○	○	○	-	-	-	○	○
	66	通所リハ	-	-	○※	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	67	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	34	居宅療養管理	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○
	35	介護予防特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	24	短期生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	25	短期療養介護(老健施設)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
	26	短期療養介護(医療施設)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○
2B	介護予防短期入所療養介護(医療院)	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	
46	介護予防支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	

法別番号		10	21	15	19	54	86	51	88	87	66	58	81	25	12	
制度		結核（一般）	障害者自立支援	更正医療	原爆（一般）	難病公費	被爆体験者精神影響等	特定疾患 先天性血液凝固	水俣病・メチル水銀	有機ヒ素起因疾病	石綿救済指定疾病	特別対策（全額免除）	原爆（福祉）	原爆（福祉）19の謫替え	中国残留邦人	生活保護
優先順位		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
公費給付率		95	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
公費本人負担		-	あり	あり	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	あり	
地域密着型	71	夜間対応訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○
	72	認知症対応通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	73	小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	68	小規模多機能型居宅介護(短期利用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	77・79	複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	78	地域密着型通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	32・38	認知症共同生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	36・28	特定施設生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	54	地域密着福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	74	認知症対応通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	69・75	小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	37・39	認知症対応共同生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
介護予防・日常生活支援総合事業	A1	訪問型サービス(みなし)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○
	A2	訪問型サービス(独自)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○
	A3	訪問型サービス(独自/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	A4	訪問型サービス(独自/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	A5	通所型サービス(みなし)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	A6	通所型サービス(独自)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	A7	通所型サービス(独自/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	A8	通所型サービス(独自/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	A9	その他の生活支援サービス(配食/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	AA	その他の生活支援サービス(配食/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	AB	その他の生活支援サービス(見守り/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	AC	その他の生活支援サービス(見守り/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	AD	その他の生活支援サービス(その他/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	AE	その他の生活支援サービス(その他/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
AF	介護予防ケアマネジメント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	

- ① 「○」が公費対象となるサービス
 ② 公費番号10:感染予防法に基づく結核医療については、『特定診療費・特別療養費』が給付対象
 ③ 「○※」は医療機関の訪問リハビリテーションのみ

保険者番号一覧表

2018. 04. 01現在

市町村名	保険者番号	市町村名	保険者番号	市町村名	保険者番号
京都市		福知山市	262014	大山崎町	263038
北区	261016	舞鶴市	262022	久御山町	263228
上京区	261024	綾部市	262030	井手町	263434
左京区	261032	宇治市	262048	宇治田原町	263442
中京区	261040	宮津市	262055	笠置町	263640
東山区	261057	亀岡市	262063	和束町	263657
下京区	261065	城陽市	262071	精華町	263665
南区	261073	向日市	262089	南山城村	263673
右京区	261081	長岡京市	262097	京丹波町	264077
伏見区	261099	八幡市	262105	伊根町	264630
山科区	261107	京田辺市	262113	与謝野町	264655
西京区	261115	京丹後市	262121		
		南丹市	262139		
		木津川市	262147		

国保中央会介護伝送ソフト

Ver.8

(平成 30 年 4 月制度改正・報酬改定対応版)

簡易入力機能付伝送ソフトのご案内



平成30年4月制度改正及び報酬改定に対応!

介護給付費等請求業務の流れ

サービス事業所等



簡易入力ソフト

台帳管理機能

各種台帳管理機能により、利用者情報、事業所情報等を一覧から選択し、請求明細書等の作成が可能。

- 利用者台帳 ●事業所台帳 ●保険者台帳 ●介護サービスマスタ

※別途提供（有償）の介護給付費単位数表標準マスタからデータを取り込むことで、サービスコードを手入力することなく利用できます。



請求明細書・給付管理票作成機能

- 大きな入力画面やボタン、わかりやすく操作しやすい画面
- 前月分からのコピー機能により入力作業を省力化
- 台帳参照と自動計算機能により入力ミスを防止
- 入力等の操作中に最新の操作マニュアル（PDF ファイル）を画面上で閲覧可能
- 更新プログラム自動ダウンロード機能により制度改正等に伴う更新の適用漏れを防止



すべての様式の請求明細書及び給付管理票の作成に対応

- 居宅サービス
- 地域密着型介護予防サービス
- 介護予防支援
- 介護予防サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 施設サービス等
- 地域密着型サービス
- 居宅介護支援

伝送通信ソフト

伝送通信機能

- 国民健康保険団体連合会へ介護給付費請求書・給付管理票等の伝送請求が可能
- 国民健康保険団体連合会からの審査支払結果通知・連絡文書等の受信が可能
- 未読データの件数表示や強調表示、一覧の絞込み機能により確認漏れを防止
- 審査支払結果通知・連絡文書等の自動受信機能により画面操作を省力化



国民健康保険団体連合会

セキュリティの確保

国民健康保険団体連合会では、以下の①～③の項目により、接続してきた相手を確認します。

- ① ユーザID
- ② パスワード
- ③ 電子証明書

※「ユーザID」、「パスワード」を国民健康保険団体連合会より事前に取得した後、電子請求受付システムより「電子証明書（有償）」を取得する必要があります。

※「電子証明書」により電子署名を行い、請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認します。

また、電子証明書を保持している事業所のみが、国民健康保険団体連合会からの通知文書等を取得することが可能となります。

Ver.8 の主な対応内容のご紹介

平成 30 年 4 月からの新たな介護保険施設「介護医療院」に対応

- ・請求明細書作成で介護医療院の様式に対応 → 様式第四の三・様式第四の四・様式第九の二
- ・給付管理票作成で介護医療院のサービス種類に対応

平成 30 年 4 月からの共生型サービスに対応

- ・共生型サービスの請求明細書及び給付管理票作成に対応

その他

- ・要介護認定に係る有効期間の見直しに対応
- ・福祉用具貸与の見直しに対応

早期購入特典として試用版の介護給付費単位数表標準マスタを無償で利用可能

国保中央会介護伝送ソフト Ver.8

●利用料1ソフト：60,000 円（送料・消費税込み）/1 パソコン（CD-ROM1 枚）

※利用料にはマニュアル、送料、ソフト操作方法のサポート料が含まれています。

※今後大きな制度改正、報酬改定等があった時点で Ver.8 のサポート（更新プログラムの提供及びヘルプデスク）は終了となります。

●動作環境

OS	・ Windows 7 Starter (32bit)、Windows 7 Home Premium (32bit/64bit)、 Windows 7 Professional (32bit/64bit) ※いずれも ServicePack1 ・ Windows 8.1 (64bit)、Windows 8.1 Pro (64bit) ・ Windows 10 Home (32bit/64bit)、Windows 10 Pro (32bit/64bit) ※Microsoft 社の製品サポート期間終了に伴い、上記以外の OS (Windows Vista 以前も含む) は動作対象外となります。
Web ブラウザ	Internet Explorer 11
CD-ROM ドライブ	インストール時のみ必要
モニター解像度	1280×768 ピクセル以上
通信環境	インターネット回線（推奨 ADSL 以上） ※ISDN 回線による請求は平成 30 年 3 月末で廃止のためご利用いただけません。

利用申込方法

1

国保中央会ホームページ（<https://www.kokuho.or.jp/system/software.html>）より「介護伝送ソフト Ver.8.xx」へアクセス

2

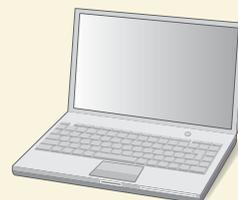
「〇利用のお申込み」をすべてご確認いただいた後、介護伝送ソフト受付センターへ申込む

※申込方法の詳細はホームページにてご確認ください。
※お客様控えとして、申込内容を保存しておいてください。

3

国保中央会介護伝送ソフト Ver.8 が届きます

※利用料は代金引き換えでのお支払いです。



利用申込に関するお問合せ先 <国保中央会介護伝送ソフト受付センター>

Eメールアドレス：mail-kds@support-e-seikyuu.jp

※お問い合わせ用のEメールアドレスはソフト申込書の送付先アドレスとは異なりますのでご注意ください。

FAX：0570-059-455

TEL：0570-059-405（受付時間 平日 10：00～17：00）

※電話が混み合い、大変つながりにくい場合があります。Eメール、FAXでの問合せにご協力をお願いいたします。

国保中央会介護伝送ソフト、介護給付費単位数表標準マスタの詳細は、ホームページでご案内しております。

伝送ソフト <https://www.kokuho.or.jp/system/software.html>

標準マスタ <https://www.kokuho.or.jp/system/master.html>

※別途提供（有償）の標準マスタを使用しない場合、サービスコードを手入力する必要があります。

注意事項

- ①介護伝送ソフトは、各都道府県の国民健康保険団体連合会に伝送請求をするソフトです。また磁気媒体等による請求も可能です。
- ②使用許諾契約期間を過ぎた介護給付費単位数表標準マスタは使用できません。
- ③旧バージョンの伝送ソフトを利用した場合、一切のサポートが受けられません。また、正確な請求・支払に支障が出る可能性があります。常に最新バージョンをご使用ください。
- ④ヘルプデスクは、電話、FAX、Eメールのみの対応となり、ご利用時に発生する通信費はお客様の負担となります。ヘルプデスクご利用の際は、ソフト発送時に同封する「シリアルナンバー（お客様番号）」が必要となりますのでご用意の上、お問合せください。
- ⑤本ソフトウェアにより生じたいかなる損害についても、本会では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※Microsoft、Windows、Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。

国民健康保険中央会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35

※このパンフレットの内容は、予告なしに仕様・デザインなどを変更することがあります。

※更新情報などの最新情報は本会ホームページに掲載しますので、定期的に確認をお願いします。

介護請求関連紹介ページ

- 国保の広場 国民健康保険中央会
介護伝送ソフト・介護給付費単位数表標準マスタを紹介

<http://www.kokuho.or.jp>

- WAM NET (ワムネット)

『WAM NET』(ワムネット)は、福祉保健医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム。

<http://www.wam.go.jp>

- 『WAM NET』告示政省令・課長会議資料・介護報酬等・介護保険関連行政資料
『介護給付・介護報酬』のページに『請求にかかるQA』を紹介

<http://www.wam.go.jp/ca70/ca70b20.html>

- 厚生労働省『介護・高齢者福祉』のページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html>

- 京都府国保連合会ホームページ

<http://kyoto-kokuhoren.or.jp>

(このページは空白です)